「ワーク・ライフ・バランス」とは？

人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面しつつある中、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、個人の時間を持てる健康で豊かな生活が送れることが大切です。

「ワーク・ライフ・バランス」とは、「仕事と生活の調和」を意味し、「生活の充実により仕事がはかどり、上手く進む」、「仕事が上手くいき、私生活も充実する」というように、仕事と生活の充実により、それぞれに相乗効果をもたらすことを言います。

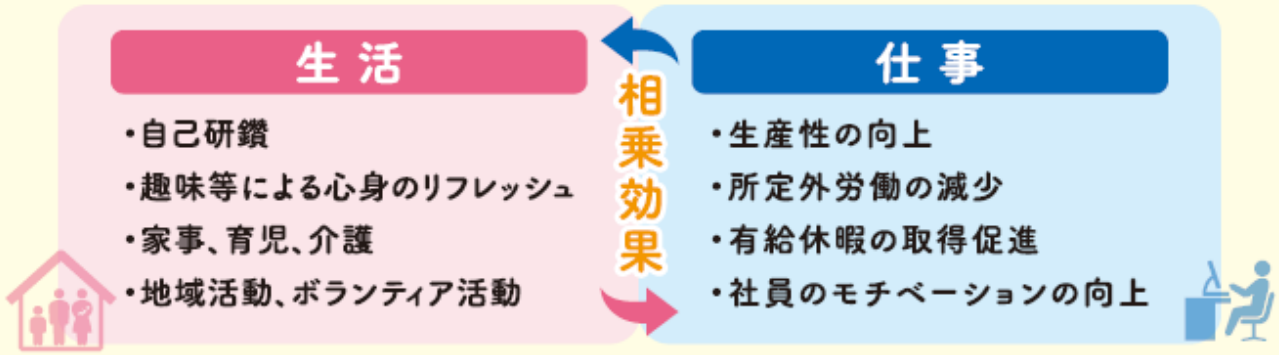

参照：「ジョシゴト×ダンシゴト　みんなの仕事応援ノート」

詳しくは、「あいち女性の活躍促進応援サイト」をご覧ください。

あいち女性の活躍促進応援サイト

また、豊川市のホームページでも、下記のページで女性の活躍推進の取組を紹介しています。

豊川市　人権交通防犯課
〒442-8601　豊川市諏訪１丁目１番地
電話：0533-89-2149　FAX：0533-89-2125
E-mail：jinkenkotsu@city.toyokawa.lg.jp

資料7

女性活躍推進の取組について

豊川市では、第3次豊川市男女共同参画基本計画において、女性が柔軟に働ける環境や、女性の人材活用の機会を増やしていくため、事業所などに対して、女性の活用や柔軟な働き方などの啓発を進めるとともに、仕事と育児・介護、地域生活の両立ができるようワーク・ライフ・バランスの考え方や経営上のメリット、必要性や先進事例などを情報提供し、取組について啓発することとしています。今回は、愛知県や国の取組を紹介します。

愛知県の取組について

愛知県や国では、女性が働きやすい環境づくりに取り組んでいる企業を認証・登録等しています。ここでは６つの制度を紹介します。

女性の活躍促進宣言の募集

企業トップが、女性の活躍に向けたメッセージや今後の取組内容を表明する宣言を愛知県内の企業等から募集しています。

あいち女性輝きカンパニー認証制度

女性の活躍に向け、トップの意識表明や採用拡大、職域拡大、育成、管理職登用のほか、ワーク・ライフ・バランスの推進や働きながら育児・介護ができる環境づくりなどの取組を行っている企業等を愛知県が認証しています。

愛知県ファミリーフレンドリー企業登録制度

従業員が、仕事と育児・介護・地域活動などとを両立できるよう積極的に取り組む企業等を愛知県が登録しています。

国の取組について

女性活躍推進法に基づく えるぼし認定・プラチナえるぼし認定

女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業等を厚生労働省が認定（えるぼし認定）しています。評価項目を満たす項目数に応じて認定は３段階あります。さらに、えるぼし認定を受けた事業主のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした企業等を厚生労働省が認定（プラチナえるぼし認定）しています。

次世代育成支援対策推進法に基づく くるみん・プラチナくるみん認定

次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の基準を満たした企業等を、「子育てサポート企業」として厚生労働省が認定しています。

若年雇用促進法に基づく ユースエール認定制度

若年雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働省が認定しています。